

令和5年2月度 教育委員会要旨録

1 開催日 令和5年2月22日(水) 午後1時30分～

2 場所 多可町役場 特別会議室

3 出席者 教 育 長 越川 昌信
委 員 安藤 和志
委 員 木俣 美代子
委 員 岩田 光代
委 員 名生 陽彦

4 陪席者 教育担当理事兼教育総務課長 藤本 志織
学校教育課長 吉田 勇二
学校教育課副課長 吉川 成悟
こども未来課長 市位 孝好
那珂ふれあい館長 安平 勝利
教育総務課主査 有田 好孝
教育総務課 吉田 宏行
教育総務課 高見 英明

5 議 案

議案第3号 多可町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

議案第4号 中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議設置要綱の制定について

議案第5号 令和5年度 多可町教育方針について

議案第6号 多可町指定文化財の指定について

承認第2号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について（令和5年1月分）

6 協議事項

協議第2号 多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例の制定について

協議第3号 多可町白川良一高等学校等入学支援金支給要綱の制定について

協議第4号 多可町小学校等入学あったか祝金贈呈要綱の制定について

協議第5号 多可町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

協議第6号 多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

協議第7号 多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

協議第8号 多可町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

協議第9号 多可町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について

協議第10号 令和5年度教育に関する予算について

7 報告事項

（1）各種委員会の報告

（2）教育委員会事務局の報告

【教育総務課】

① 令和4年度 就学援助制度申請状況について

② 令和4年度 就学援助制度申請状況について（新入学学用品準備費）

③ 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式（町立小・中学校）について

○ 卒業式・入学式出席者について

○ 卒業式の祝辞について

④ 多可町立統合中学校開校準備委員会について

第3回： 3月16日（木） 午後7時30分～

於；ベルディーホール会議室

（総務部会）

第5回： 3月 7日（火）午後7時00分 於；多可町役場

（通学部会）

第5回： 3月23日（木）午後7時30分 於；多可町役場

⑤ 多可町図書館事業について

○ 3月の行事予定

○ 第2回多可町図書館協議会

日 時：令和5年3月15日（水）午後3時30分

⑥ 那珂ふれあい館事業について

○ 3月の行事予定

○ 第4回多可町文化財保存活用地域計画協議会

日 時：令和5年3月29日（水）午後1時00分

⑦ 学校給食事業について

- 第2回多可町学校給食センター運営委員会

日 時：令和5年3月 1日（水）午後3時30分

⑧ 令和5年度 教職員の集い（予定）

- 日 時：令和5年4月 4日（火）午前9時00分

○ 場 所：役場 大会議室

※リモートにより実施。（教育委員は役場にて参加）

⑨ 1月定例教育委員会要旨録について

【学校教育課】

- ① 3月の行事予定について

【こども未来課】

- ① 令和5年度 教育・保育施設入申込状況について

- ② 令和5年度 学童保育施設入所申込状況につて

- ③ 3月の行事予定について

(3) 次回教育委員会について（案）

と き：令和5年3月28日（火）午後1時30分～

場 所：多可町役場 大会議室 2階

(4) その他

閉 会

【開 会】

教育長あいさつ

日程第1 会議録署名委員の指名

岩田委員と名生委員を指名

日程第2 教育長の報告

(1) コロナ禍による対応について

新型コロナの第8波の感染状況について、2月22日現在で多可町内の小中学校では現在陽性者が8名、濃厚接触者が5名で、こども園は陽性者がなく、濃厚接触者3名となっております。インフルエンザについては町内の学校園で現在感染者はありません。厚生労働省では「全国的に減少傾向に転じた」との分析を示しています。高齢者のワクチン接種が進んだことや感染して免疫を持った人が増えたことが要因としています。ただ減少傾向が見られない地域もあり「ピークアウトしているかはもう少しみていく必要がある」としています。一方これまで主流であったオミクロン株BA5の感染者が減少し、BQ1系統などの変異株の割合が増えているとして感染の再拡大には注意が必要としています。また、2月10日付けの新型コロナウイルス感染症対策本部の決定によると、国は卒業式など学校行事において、マスクをつけないことを基本とするとともに4月1日以降の学校においてもマスク着用を求めないことや現在第2類相当となっている新型コロナウイルス感染症を5月の連休明けの5月8日からインフルエンザと同じ第5類とする方針を決定しました。今後も国の方針に沿って対応をして参ります。

(2) 全国規模の学力テストの結果について

小学校で昨年末に実施しております全国規模の学力テストの結果が明らかになりました。その結果、6年生を除くすべての学年で全国平均を上回る正答率となっています。6年生については、この3年間で国語算数共に平均点が低下し、今年も全国平均を下回る結果となってしまいました。この結果を各校で分析して頂き、来年度以降学力向上に繋がる授業改善の取組をお願いするとともに、学力向上に繋がる研究授業の取組もあわせてお願いしております。また、現在小中学校で個別最適な学習を進めるために導入しているタブレットドリルのより一層の活用も進める必要があります。さらに、多可子どもタイムズでもお知らせしておりますように、日々の生活習慣が学力に及ぼす影響は大きいものがあります。これに少しでも目を向けて改善しようとする試みの一つがノーメディアデーの取組です。今後は2月28日に学力向上推進委員会を開催し、学力の現状をふまえた、学力の向上に向けた取組を進めて参ります。

(3) 八千代小学校の文部科学大臣表彰について

2月3日、八千代小学校がコミュニティ・スクールの取組が評価されて文部科学大臣表彰を受けました。これは「地域ぐるみでこどもを育てる～学校統合による校区再編に対応した持続可能なつながりづくり～」というテーマで受賞されました。地域の方々の支援を受けた学習支援や環境整備の取組や伝統の鼓笛活動を地域の方々の支援をもとに受け継いできた活動等が評価されています。この素晴らしい実践を、多可町の各小学校のコミュニティ・スクールにも活かしていきたいと思えます。

(4) 全国体力・運動能力運動習慣調査の結果について

2月13日、体力向上推進委員会を教育委員会事務局と各学校をつないでリモートで開催しました。会議では、今年度の全国体力・運動能力運動習慣調査の結果について共通理解を図りました。多可町の小学5年生男子の平均値は体力合計点で全国平均と比べ3.02ポイント上回り、小学5年生女子も体力合計点で全国平均を5ポイント上回るという好結果を出しています。一方で中学2年生男子では体力合計点で4.4ポイント下回り、女子も同様に3.3ポイント下回りました。小学校では体力が全国平均よりも優れている一方、中学校になると低下する傾向にあります。その反面、多可町の子どもたちは運動やスポーツが好きだと答える率が高い傾向にあります。これらを踏まえて、各校での現状と取組を発表していただきました。また、今年度試行している「たか・チャレンジ！」についても、取組状況をご報告いただきました。すべての子どもたちに跳び縄を配付したことを喜んでいただき、意欲的に縄跳びにチャレンジする子が増えたことをご報告いただきました。今後は、「たか・チャレンジ！」をもとに各校で工夫しながら体力の向上に努めていただくとともに、先生方から励ましの言葉をかけていただきながら、家庭や地域でも体を動かす機会が増え、体力向上につながってくることを期待しています。

(5) 不登校対策会議について

2月14日、第2回不登校対策会議を開催しました。会議ではまず、今年度の多可町における不登校児童生徒の現在の状況について小学生では全国平均と比べ低めの0.4%、中学生ではやや高めの5%程度であることを事務局から報告しました。その後、今年度作成した多可町不登校対策アクションプランに基づく各校の取組について、管理職や不登校対策の担当の先生方から現状報告がありました。それを受けて、よりよい支援に向けて、ほのぼのの教室(適応教室)の先生や青少年育成センター所長、教育相談室長、学校教育課長も交えた意見交換を行いました。今後、誰ひとり取り残さない持続可能な社会をつくるとともに、子どもたち一人ひとりに居場所をつくり自立へとつなげるために、各学

校と関係機関が連携をとりながら不登校対策を進めて参ります。

(6) 統合中学校の開校に向けて

前回の定例教育委員会でも報告しておりますとおり、校舎建設にかかる設計業務については2月7日にプロポーザル方式により審査会を行いました。その結果、株式会社教育施設研究所大阪事務所が設計業務を担当することと決定し、2月16日に公表をしております。決定した業者には令和5年度中に設計書の完成をお願いして参ります。

(7) みどりこども園への御下賜金（ごかしきん）の贈呈について

天皇陛下におかれましては、明日23日の天皇誕生日に際し、社会福祉事業奨励のため、全国より選ばれた67の民間社会福祉事業に係る施設・団体に対し、金一封を下賜されます。兵庫県では、唯一多可町の幼保連携型認定こども園である「みどりこども園」に下賜されることとなり、本日兵庫県から伝達されました。

以上7点を私からの報告とさせていただきます。ただいまの報告につきまして何か質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。

委員：はい。

教育長：特に質疑等はないようですので、日程第3 議案第3号 多可町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

日程第3 議案

議案第3号 多可町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

事務局：町長や教育委員会のそれぞれの権限が法令により定められています。

多可町では、これまで課設置条例や事務分掌により、それぞれの権限について、他の執行機関に行わせることとしておりました。

この度、町長の権限及び教育委員会の権限について、現状の事務分掌のとおり、規則により定めるものです。

議案第3号は、教育委員会に権限がある、第2条第1号の生涯学習及び社会教育（児童に対するものを除く）と、2号の人権教育（学校教育に属するもの

を除く)を町長部局、具体的には生涯学習課の職員に補助執行することを規定しています。

補助執行というのは、実際に事務執行するのは、他の執行機関(町長部局)ですが、権限の所在は変わらないため、その責任は教育委員会にあります。

参考として、3ページには、町長の権限にある事務について、教育委員会事務局の職員が補助執行している業務をあげています。これらの業務は、教育委員会には権限がありませんので、議案＝承認ではなく、協議事項として、教育委員の皆さんのご意見を伺い、ご意見を参考にしながら、町長に権限がある事務の執行をしていることとなります。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

教育長：それでは質疑等ないようですので採決に入りたいと思います。議案第3号 多可町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定については承認することでご異議ございませんか。

委員：ありません。

教育長：ありがとうございます。それでは、議案第3号については異議がないものと認め提案どおり可決いたします。続きまして議案第4号 中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議設置要綱の制定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

議案第4号 中学生のスポーツ・文化活動の地域展開検討会議設置要綱の制定について

事務局：12月の総合教育会議で「部活動の地域移行」を、議題として協議をしていただきました。この要綱を設置して具体的に協議を進めるために提案をさせていただくものです。

第1条の設置で、目的について書いています。子どもたちの望ましいスポーツ・文化活動の環境構築に向けて検討するということを目的として、この会議を設置いたします。この会議の名前ですが、部活動の地域移行という言葉はあえて使っておりません。部活動を地域とするのではなく、地域の中で子どもたちにどのようなスポーツ・文化活動が提供できるのか検討をするための会議と考えています。第2条の所掌事務ですが、第1条の目的を達成するためにどう

いったことをするのか、第1号ではスポーツ活動、第2号で文化活動の地域展開について具体的な方策について考えていくというようなことを定めています。続いて第3条の組織です。委員の数は20名程度ということで規定しております。次に第2項で第1号から第5号までどういった方に関わっていただくかを規定しています。地域のスポーツ団体の方、文化団体の方、保護者、学校関係者、識見を有する方々で考えています。

第6条で関係者の出席を規定しております。この会議と並行して、競技種目ごとの検討の場も設けていきたいと考えております。関係者の方とも、一緒に協議をしていきたいということも想定していますので、この第6条のところでそういう方にも関係していただくということを掲げています。

第8条で検討会議の庶務は学校教育課が生涯学習課と協力して行うとしております。最終的には社会教育の中に含まれる活動になると思いますが、スタート段階ではあくまでも学校の部活動からの話となりますので学校教育課が主体で行うということで第8条に掲げています。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。

委員：部活動や社会体育の動きもありますが、足並みが揃ってくると、さらに地域スポーツと学校体育がスムーズに進むと思います。

事務局：この要綱の第2条で、検討会議は全世代のスポーツ・文化活動の情報を共有していくことも入れています。事務局も気になるところですが、中学生の子どもたちの活動のことだけを考えていたのでは全体との整合性というものが取れなくなってしまいます。

委員：第5条第4項で会議録の公開はうたってあるのですが、会議そのものの公開はされますか。公開の要望も出てくると思いますし、情報の共有からすれば、ある程度の会議の公開の必要性があるのではないかと思いましたが。要綱そのものにはうたわなくても、会議の公開については会長が会議で諮られればいいと思うのですが、どのように運用されるのか気になりましたので、質問させていただきます。

事務局：会議の公開については検討すべきであると思っています。多可町では、1回目の会議を発足して、その会議の中でこの会議を住民の方にも広く公開して開催していくことを協議し、2回目からの会議を公開会議とする規定をつくり公開をしていますので、そのような流れで進めていく予定としております。

委員：部活動の中で運動部・文化部というくくりになると思いますが、別々のスポーツと文化活動というのを一つのくくりで方向性を考えていかれるのか、別のものとして考えられるのか、そこはどのようなのですか。

事務局：基本的には同じ扱いになると思っています。ただ先ほど触れましたが、全体の話は進めていかないといけないのですが、やはりそれぞれの競技や文化活動で人数も違いますし、施設の環境も違います。これまでの経緯もそれぞれに違っていると思います。いろんな課題をクリアしながら進めていく中で、同じ枠の中でできたらいいのですが、できない可能性もあると思っています。ただそういう状況でも、何をどうすればできるかを話し合いながら、子どもたちの選択肢をできるだけ増やしていけたらと考えています。

委員：第2条の全世代のスポーツ・文化活動の部分についての質問です。今は、中学校が統合したらもっと人数も増え、部活の数も今の各中学校に比べたら増えるかもという段階だと思えますが、部活動の地域移行で今までの部活動の活動力が薄くなるような気がします。そのあたりは問題ないのでしょうか。

事務局：委員になってもらうごの方々もそれぞれに部活動のイメージがあると思います。部活動ではなく地域で子どもたちに、スポーツや文化活動の機会ができるかを考えていかないといけない時に来ているとは思っています。文科省は土日祝日の部活動を地域の方に移行する。それができれば次は平日の活動も移行する。結果的に全体的に活動を地域の方で展開していくことを想定しています。当然多可町も、そういったことを想定しながら部活動の地域移行を進めていきたいと思っています。令和8年4月に中学校が統合しますので、これを一つのタイミングだと考え、そこを目標に平日も含めて部活動の地域移行を進めていきたいと考えています。

事務局：私も部活動を指導していた立場だったのでわかるのですが、子どもたちの中には、本当は部活のスポーツに興味はないけれども、この機会にスポーツに打ち込んでいろんな力をつけることができるのは、部活動の良さだと思います。けれども少なくともしたくないのに部活に入らないといけないような子も実際にいて、こういった問題もあったと思っています。

地域展開の話ですが、地域にスポーツの受け皿があって、小学校のときまではその地域の受け皿のスポーツクラブで活動するのですが、中学校に入った途端に中学校の部活で活動するので地域から一旦抜けてしまう。今度それが終わって、また地域で活動してもいいときに、地域になかなか戻ってこないという問題もあって、長いスパンで生涯スポーツを考えたときには、最終的には地域で子どもたちがスポーツに親しんでいくことが、長く続けていく形となると

考えています。今までとは形が大きく変わるし、まだ全然できていないものを進めているので、これから検討会議で詰めていきたいと思っています。

教育長：他に質疑がないようでしたら採決に入りたいと思います。議案第4号につきましては承認することで異議ございませんか。議案第4号につきましては異議がないものと認め、提案どおり可決いたします。続きまして議案第5号 令和5年度多可町教育方針について説明をさせていただきます。

議案第5号 令和5年度 多可町教育方針について

教育長：それでは、令和5年度多可町教育方針及び主要施策（案）について、お手元の資料を基に述べさせていただきます。人生100年時代の到来を踏まえ、誰一人取り残さないというSDGsの実現が叫ばれています。また、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を用いた変革）の実現に向け、教育分野においても、デジタル技術の活用により、学校という枠を超えた学びや個の能力を最大限に引き出す学びを実現する必要があります。さらに、効果的な教育行政を推進するに当たっては、限られた教育資源を確実に成果が見込まれる施策に投資する必要があることから、エビデンス（証拠）に基づいた施策立案が求められております。施策の推進に当たっては、このような視点も踏まえながら、学校園に対して指導・助言、情報提供を行うとともに、家庭、地域、大学、関係機関等と連携して教育力を結集し、持続可能な社会の創り手の育成を効果的に進めながら多可町の教育の振興・充実に努めて参ります。そこで、多可町教育委員会では教育行政を進めるに当たり今年も引き続き3つのことを大切にしていきたいと考えます。

1つ目は、地域とともにある組織づくりを大切にします。多可町では年々少子高齢化が進み、その影響は町全体に及んでいます。学校園や関係施設などもその例外ではありません。現在、小学校で進めているコミュニティ・スクールの取組は、学校と地域の皆さんがともに力を合わせ、教育や地域の課題を解決していくために有効な手立ての一つであると考えています。文部科学省から表彰されるという荣誉に輝いた八千代小学校の取組に学び、組織の情報を共有し、地域とともにある組織を皆さんとつくっていきます。

2つ目は、マーケティングを大切にします。子どもたちや教職員、保護者、利用者の願いを適切にくみ取り、グローバルな視点で持続可能な教育行政を行っていきます。令和5年4月からは「こども基本法」が施行されます。この法

律では子どもに関することを行う場合には、その当事者である子どもの意見を聞くことが求められています。そのためには現状の取組を分析するためのアンケート調査など、子どもたちをはじめ広く現場の声を集める仕組みを大切にします。そして、その収集したデータや分析結果を取組の改善に確実につなげていきます。

3つ目は、一人ひとりの職員の能力を最大限に活かすことを大切にします。「教育は人なり」と言われます。目標を達成するためには現場の最前線に立つ教職員が働きやすい環境のもと子どもと向き合う時間を確保し、自分の持てる力を発揮することが大切です。勤務時間の適正化に取り組むとともに、風通しの良い職場をつくり、個人の能力向上に向けた研修を適切に取り入れながら個人と組織の持つ良さを発揮できるよう努めて参ります。さて、今年度「第2次多可町学校規模適正化基本計画」を策定し、子どもたちはもちろんのこと、保護者の皆さん、地域の皆さん、学校関係者の皆さんの教育にかける願いを形にしました。この計画を着実に実施していかねばなりません。子どもたちが多可町で学び、育ったことに誇りを持ち、保護者や地域の皆さんが多可町で子育てして良かった、多可町に住んで良かったと実感していただけるよう学校園、家庭、地域の皆さんと一丸となって進めて参ります。

次に、重点施策について説明します。従来から大切にしてきました6つに（仮称）「多可町こども条例の制定」と「健康の保持増進と体力の向上」を新たに加えています。これは、国においてこの4月から施行される「こども基本法」の趣旨に沿って、多可町においても一人でも多くの方が子どもの権利について知り、子どもの権利があたりまえに実現される町を目指して（仮称）「多可町こども条例」を制定して参りたいと考えるからです。また、今年度の検証から、子どもたちの健康課題の解消や体力作りを重視していく必要があると考えたからです。

1点目は、いのちと人権を守る教育の充実であります。今年も「多可町心の健康教育」プログラムを全校で実施するとともに児童生徒カルテシステムを活用した子どもたちへのきめ細やかなサポートや「多可町いじめ防止対策改善基本計画」に基づく検証委員会の開催を行って参ります。

2点目は、確かな学力の育成であります。子どもたちが夢や目標を持ち主体的に自己実現を図るには、確かな学力を身につけることが必要です。そこで子どもたちの振り返りを活かした、分かる授業の推進を図るとともに、躓きが出やすい小学3年生への学習支援員の配置を引き続き行います。また、今年度

新たに学校司書を配置するなど各校の読書活動の活性化を進めます。また、個別最適化された教育を進めるために小中学校でのタブレットドリル等ドリル教材の有効活用を進めて参ります。

3点目は、新たに加えた「健康の保持増進と体力の向上」です。食育や早寝早起き朝ごはん運動の推進を進めるとともに、健康に配慮した情報端末使用の推進や新体力テストの結果を踏まえた学校保健委員会等による課題解決の推進を図りながら健康の保持増進と体力の向上を進めて参ります。

4点目は、ふるさと教育の推進です。ふるさと教育カリキュラムの作成を進めながら、本年度改訂しておりますふるさと教育副読本等ふるさと教材の活用を進めて参ります。また、多可町の豊かな森林資源を活かした環境体験学習等とおした「木育」を実施して参ります。

5点目は、子育て支援と就学前教育の充実です。子育てふれあいセンターなどが中心となって行っております妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図るとともに子育てコンシェルジュと「アスパルきっず」の保健師の連携による子育て相談体制の充実を図ります。また、新たに認定こども園などへの幼児教育アドバイザーの派遣を行って就学前教育の充実を図って参ります。

6点目は、統合中学校の開校に向けた取組の推進です。統合中学校開校準備委員会による取組を引き続き進めるとともに統合を見据えた小小連携、中中連携、小中連携をより一層進めて参ります。また、教育委員会事務局において小中一貫教育の研究を進めて参ります。

7点目には「あったか あいさつ運動」の推進です。学校を中心とした取り組みを進める一方で、学校・家庭・地域が連携したあいさつ運動を関係機関と連携しながら進めて参ります。

次に、主要施策についてご説明をいたします。この主要施策は、SDGsの関連を表すとともに、第2次多可町教育ビジョンに基づき配列を行っております。今年度は新たに重点施策との関連が深い施策には「たか坊」のマークをつけています。また、新規施策と拡充した施策をはじめに記載しております。まず、子育て・子育て環境・家庭教育の充実についてお話しします。

1点目の健やかな心身の発達を育む幼児教育の充実では、新たに「幼児教育アドバイザー」の配置や認定こども園と小学校の架け橋期のカリキュラム開発会議を設置します。また、認定こども園への特別に支援を要する子どもたちの健やかな成長に寄与する保育士等の配置を拡充します。

2点目の学童保育・児童館事業等の充実については、生活保護費受給者世帯等の学童保育希望者への支援を新たに行います。また、児童館事業の出前などを行うとともに不登校児童生徒の居場所づくりも進めていきます。

3点目の子育て支援の充実については、新たな取り組みとして、第3期子ども子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査を行います。また、保育事務管理システムを導入するとともに、子育てコンシェルジュサポーターを創設し、移住転入者への支援を強化します。

4点目の安心して暮らせる地域・家庭づくりへの支援としては、新たにネットモラル教材を導入し、モラル向上を図るとともに教員の指導力向上を図ります。

続いて 学校教育の充実についてお話しします。

1点目は、確かな学力の育成についてです。新たに学校図書館の充実を図るために学校司書を配置します。

2点目は、豊かな心の育成についてです。新たにふるさと教育カリキュラムを作成します。

3点目は、健やかな体の育成についてです。朝食の摂取等望ましい生活習慣を身につけさせるとともに、目の健康に留意した1人1台コンピュータの利用を進めます。

4点目は、特別支援教育の充実についてです。加東市に県立特別支援教育センターが移転して参りますので、より一層の連携を進めて参ります。

5点目は、体験教育の推進です。自立心、規範意識、ふるさとへの愛着心や共に生きる心を育むために、木育を採り入れた小学3年生の「環境体験学習」、ベルディーホールでの小学4年生の文化体験「わくわくベルディー」、小学5年生での「自然学校」、中学2年生が地域の方々から学ぶ「トライやる・ウィーク」に加え、自らの卒業証書を杉原紙で作成するなどの多可町でしかできない体験学習を引き続き行います。

6点目は、教職員の資質と指導力の向上についてです。休日の部活動の地域移行に向けて体制づくりを進めて参ります。また、採点業務の自動化を図るシステムを導入し子どもと向き合う時間を確保する一方で、ネットモラル教材を導入し教員の指導力向上を図ります。

7点目は、学校の組織力の強化についてです。就学前教育から小中学校への円滑な連携が図れるよう、幼小連携、小小連携、中中連携、小中連携をより一層進めて参ります。

8点目は、修学環境の整備・充実についてです。計画的に施設の長寿命化改修や防災機能の充実を図ります。今年は、新たに杉原谷小学校の「春蘭の家」の屋根の葺き替え、学校給食センターの空調設備や厨房機器の改修を行います。また、すべての中学校にカラー印刷機を導入します。さらに小学校へ入学する子どもたちへ一人あたり5万円の入学祝金や、高等学校へ進学する経済的理由で修学困難な子どもたちを支援するために白川基金を活用し一人8万円の支援を行います。また、食材費の高騰に備え、町の予算を投入し栄養バランスや量を保った給食を提供します。

9点目は、少子化に対応した新しい教育体制の整備充実についてです。中学校統合に向け「多可町統合中学校開校準備委員会」や専門部会議で協議を進めます。さらに統合中学校の校舎設計にあたっては「生活」「学び」「環境」「共感」「共創」「安全」の6つのコンセプトを基本に計画していきます。

10点目は、家庭と地域による学校と連携した教育の推進についてです。地域やPTA等と連携しながら「あったか あいさつ運動」に取り組み、優れた取組を行っている個人・グループ等を表彰します。

最後に社会教育の充実についてお話しします。

1点目の子ども向け社会教育事業の充実については、町内外の団体等と連携し、子どもたちが学校での学びを活かして実社会の問題を発見して解決していくSTEAM教育や木育に取り組む「土曜チャレンジ学習」を進めます。

2点目の図書館の充実については「多可町図書館基本計画」に基づき、地域づくりの情報発信基地や知の拠点として、暮らしに役立つ図書館を目指します。また、マイナンバーカードと連携した図書館システムの利用促進を図ります。

3点目の那珂ふれあい館の充実と文化財保護の推進については、令和7年度の国認定をめざし「多可町文化財保存活用地域計画」の策定に向けた協議を進めます。

さて、昨年5月、多可町は兵庫県下の町で初めて「SDGs未来都市」に選定されました。この中で、多可町の豊かな環境を活かした人づくりが令和5年度以降も求められています。また、第2次多可町教育ビジョンに基づいた取組については、令和5年度中間年を迎えます。

そこで、多可町教育方針の立案にあたっては、年度末に施策の検証を行い、その成果と課題を踏まえ作成しました。新しい方針でも引き続いてSDGsとの関連や計画をより実効性のあるものにするための指標を設けています。この指

標では令和5年度の目標値と第2次多可町教育ビジョンのゴールである令和7年度の目標値を設けています。また、毎年度実施している「多可町教育の点検と評価」等により検証改善を行いながら目標の達成に努めていきます。そして、持続可能な社会の創り手の育成を効果的に進め、基本理念である「明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり」と「子育てするならダントツ多可町」の実現を図っていきます。

以上で令和5年度の多可町教育方針案の説明とさせていただきます。教育委員の皆さんには忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。それでは、ただいまの教育方針の説明につきまして、御質疑等ございませんでしょうか。

委員：新しいところはマークが入っていて、とてもわかりやすいと思って見せていただきました。まず、最初に特別支援教育の充実の中で心理士と、臨床心理士との違いを教えてくださいたいです。

次に認定こども園は町内に5園ありますので、5園がどのぐらいの頻度でこの心理士をお迎えして、子どもたちのことを話し合っているのか、そのあたりを教えてくださいたいと思いました。

続いて、学校の組織力の強化っていうところですが、小小連携、中中連携、小中連携を一層強めるというところを、もう少し具体的に教えてくださいたいと思いました。

次に、子どもたちが一人で悩んだり、問題を抱え込んだりすることがないよう相談しやすい環境づくりというのは、具体的にどのような相談方法があるのか、一般の方にもわかるように教えてくださいたいです。

最後に、子どもたちが持っていますパソコンは中学校を卒業したらどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

事務局：ここで心理士とあるのは臨床心理士さんのことです。見立てと後の振り返りという意味を含めて心理士は年間12回です。作業療法士に関しては5回です。作業療法士についてはこども園から要望いただき予算を組んでいます。

事務局：幼小連携については、架け橋プログラムなどを通して、幼少の連携を進めていけないといけないと思っています。小小連携については、顔見知りをつくり、顔見知りになった状態で統合中学校で一緒になるみたいなのが狙いです。例えば5年生の自然学校では、今までだと区ごとに行っていましたが、加美区と八千代区が一緒に行くなど校長会で調整してもらって取り組んでいただいています。あと授業をオンラインで繋いで、違う学校の子と一緒に受けることも可能になってくると思いますので、そういったことも進めていきたいと思っています。中中連携については中学校のいろんな活動で連携を取っていくこ

とが、これから必要になってくると思っています。小中連携については小中一貫教育の研究をする中で、授業の進め方や、学習規律、生徒指導の体制など、そういったものは小中で共通理解をして小中で切れ目がない形で進めていく必要があるので、連携がとても大事になってくるということで書かせていただいています。

「相談しやすい環境づくり」については、例えば不登校の子の居場所として適応指導教室があったり、児童館もそういった居場所になっていくと考えています。また、学校ではストレスチェックを行い、その後、面談を行って、子どもたちの困り感に寄り添っていただいたりしています。あと先生が子どもと向き合う時間の確保のために、いろいろな負担軽減を考えたり時間を作り出すための工夫をしています。まず子どもたちと向き合う時間がないと相談しやすい体制にはならないのでそういったところを重点的に進めています。

パソコンについては、貸し出しているだけなので、中学校を卒業する段階で返却してもらって、今度また新しく入ってくる子どもが使います。リサイクルというかサイクルしていきます。ただ寿命がありますので、一定の期間で更新していく課題はあります。

委員：採点業務の自動化を図るシステムを導入というところですが、機械で丸付けをしてくれることですか。

事務局：町内の中学校で試験的に導入してみたらすごく評判がよかったということで、全体導入するということです。コンピュータに読み込んで自動的に電子データとして処理されて採点されていくようなシステムになっていますから、先生がアナログで丸付けして点数を計算する必要がありません。得点も全部計算されるということで、数学ではすごく役に立っていると聞いています。数学以外の教科にも対応しているということ聞いています。

委員：計算などを途中までやっていたら△をもらうなど、子どもたちからすると簡単に×とされるよりも途中までの努力を認めて△とするなど、そういう部分も残っていたらいいなと思いました。

次に、全ての中学校にカラー印刷機を導入するということなのですが、これが学習意欲の向上に繋がるというのがちょっとピンとこなくて、3年後に統合して、一つの学校になるのに各学校にカラー印刷機を導入する必要があるのかなと思いました。

事務局：カラー印刷機については全小学校に設置してまして、「学校だより」などをカラーで印刷して綺麗な紙面を出していただいております。子どもたちに向けた学習プリントも図や写真がカラーで出るので、わかりやすく見やすいとい

うことで取り組んでもらっています。中学校は全部白黒印刷なので、小学校と同じようにカラーでやらせてあげたいということで導入を決めました。色がたくさん使えることは伝わる情報がすごく多くわかりやすいということになります。

事務局：3台の導入ということでなんですが、現在、使っています印刷機はかなり古くなってしまっていて「学校だより」を見ていただくと、写真の部分が鮮明に写っていないとか字もくっきり出ていない状況もあります。モノクロ印刷機の更新と比較しても、そんなに経費が大きく増えるような状況ではないことと、統合中学校には、この3台を活用するような計画をさせていただいています。基本的には5年リースで導入を検討しています。

委員：教育方針を見せていただいて感じたのですが、「デジタルトランスフォーメーション」「ポジティブ」「ネガティブ」「マーケティング」「グローバル」など、そういった言葉が随分あちこちに入っていて、専門家等や習慣化している人はよくわかるのですが、言葉が先行、先走りしているような感じですか。少し読む人の立場になって、例えば「コンシェルジュ」という言葉の後に括弧で「総合的な世話役人」と付け加えていただいたら、読みやすいと思いました。

次に学校がなぜ忙しいのだろうというようなところを考えてみたら、行事やいろんな新しいことがどんどん入ってきて、過去にやっていたことを止めてまですなければいけないことが、今の現場の忙しさ、先生方の仕事の忙しさに関係していると思うので、そのあたりを現場の方々のお話を聞きながら進めていけたらと思います。特に統合やそれに向けての小中連携というようなことがあります。1つ連携をすることで行事の打ち合わせが5時間も6時間も必要であるということを考えて、しっかりと現場に落として、現場が受け止められているのかということが心配なのでそのこともしっかりと考えて取り組んで行ってほしいと思います。

次に、目標指数についてですが、目標値がほとんど去年と比べると上がっています。上がるということは、何かエビデンスというか根拠があって上げられたと思うのですが、何を基準にして上げられたのか少し教えていただきたいです。

教育長：1つ目の言葉についてですが、おっしゃるとおりで、これは町民また先生方向けに出す方針案ですので、できるだけわかりやすい表現に直す必要があります。注釈を加えないといけないと思いますので、改善させていただきたいと思っています。

2つ目のスクラップアンドビルドについてですが、何かを加えたら何か減らしていくなりして現場の忙しい状況を少しでも緩和するようというご意見

をいただきました。そのとおりで、最初にマーケティングという表現で書かせていただいたのですが、子どもたちの意見や現場の先生方の意見を聞きながら進めていくという基本的な考え方をそこで明らかにしております。全ての事業は学校の協力が得られないとなかなか前へ進んでいきませんので、校長会等で理解を得ると同時に教職員の声も聞きながら進めて参りたいと思っております。

3点目の目標値につきましては、令和7年度の目標値、これは教育ビジョンに書いてある目標値ですので変えるわけにいかないので、それと同等の目標値にさせていただいたということです。今年を検証をもとに、達成可能な目標値を令和5年度の目標値として掲げさせていただいております。段階を追って少しずつ達成していけるような無理のない目標値を設定しておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

教育長：貴重なご意見数多くありがとうございました。先ほどご指摘いただいたところを改善させていただいて方針案の案をとって方針として出していきたいと思っております。例えば心理士を臨床心理士と訂正したり、言葉などを少しわかりやすい表現にするなどのご指摘もいただいておりますので、そのあたりも反映させていきたいと思っております。

教育長：それでは採決に入りたいと思います。議案第5号につきましては承認いただけるということでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：それでは一部修正がありますけども、議案第5号は異議がないものと認め可決いたします。続きまして議案第6号 多可町指定文化財の指定につきましてご説明させていただきます。別紙で資料配布されておりますのでご覧ください。それでは事務局の説明をお願いいたします。

議案第6号 多可町指定文化財の指定について

事務局：令和4年度の指定候補物件についてお話をさせていただきます。2月18日の多可町の文化財保護審議会において、この4件に関しまして指定に値するかどうかということを諮問をさせていただきました。各物件に関する説明は前回も少しさせていただいたので、簡略に説明させていただきます。

寿岳文章和紙コレクションに関しましては、昭和の初期に寿岳先生が集められた全国の和紙のサンプルでございます。2710点あります。これらは近世

から近代にかけて日本の和紙技術が大きく変遷するところの推移を表す唯一の資料として、また多可町のみならず日本の和紙文化の中でも非常に貴重な資料であるという評価を受けております。したがって「多可町の指定文化財に指定するに値します」という答申をいただいております。それから、仏涅槃図と薬師三尊十二神将図、五大明王図の3点です。これは姉崎永喜という絵師が作ったものですが、近世絵画、特に近世仏画の研究はまだ大きくは進んでいないですが、これらの物件3点に関しましては、作者、それから時期についてもかなり詳細な情報が得られております。そういった点で今後、近世絵画を研究する上で貴重な資料であるというふうに評価をいただいております。したがってこの4件に関しましては文化財保護審議委員会の中では「多可町指定文化財の指定に値するものである」という答申をいただきました。

教育長：ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

委員：質問ですが、議案第6号は承認ですよね。承認を求める別紙というのはどれになるのでしょうか。答申書とか諮問書はついているのですが、あくまでも参考資料だと思うのですが。指定すること自体には何ら異論はないんですが、指定の形式としてはやはり別紙のとおり承認を求めるとなっておりますので、その別紙がどれに当たるのか、ちょっと不明確なところがありましたので、意見を言わせていただきました。

教育長：わかりました。ちょっと書類に不備がありますので至急差し替えたいと思います。他いかがですか。よろしいか。それでは質疑等ないので採決に入ります。議案第6号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは議案第6号は異議がないものと認め、提案のとおり可決いたします。続きまして承認第2号 多可町教育委員会後援名義申請の承認につきまして、令和5年度1月分を説明お願いいたします。

承認第2号 多可町教育委員会後援名義申請の承認について（令和5年1月分）

事務局：多可町教育委員会では、教育委員会が別途定めました基準を満たすものにつきまして、後援名義の使用を承認しているところです。後援名義というのは、教育委員会が各種大会や行事、講演会などの趣旨に賛同していることを表すものとなっております。特に資金や物資、人的な援助はありませんが、大会の実施要項などに「後援多可町教育委員会」と記載することが可能となっております。

す。今回の案件につきましては、申請団体は、多可町ジュニアバレーボールクラブで申請者は育成会の会長様から「第16回多可町親善バレーボール大会」の申請をされております。多可町教育委員会の後援名義の趣旨に沿っているということで承認をさせていただいて許可をさせていただいております。

教育長：それではただいまの説明につきまして、質疑等ございますか。特にありませんか。それでは承認第2号は承認することでご異議ございませんか。

委員：はい。

教育長：ありがとうございます。それでは承認第2号は異議がないものと認めまして、提案のとおり可決いたします。続きまして日程第4 協議事項に入りたいと思います。協議第2号、多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例の制定について事務局の説明を求めます。

日程第4 協議事項

協議第2号 多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例の制定について

事務局：多可町ハートフル学業支援金は、高等学校に在籍する生徒の内、経済的な理由によって就学困難な生徒に対して、よりよい学校生活が送れるように教育に係る費用の一部を支援する町単独の助成制度となっております。平成22年度に創設しました事業です。この度、物価上昇などを考慮し、令和5年度からは支援金を月額5000円から6000円に引き上げ年間で1万2000円増額するものとなっております。ご意見の方をよろしくお願いいたします。

教育長：ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございますか。それでは意見がないようですので条例の制定に向けまして、3月定例会、議会でご承認いただくこととなりますが、議会に向けて準備を進めさせていただきます。ありがとうございます。続きまして、協議第3号 多可町白川良一高等学校等入学支援金支給要綱の制定につきまして、事務局の説明を求めます。

協議第3号 多可町白川良一高等学校等入学支援金支給要綱の制定について

事務局：令和5年度からの新規事業となっております。白川良一さんという方がいらっしゃるしまして、「多可町の子どもたちの教育に役立ててほしい」ということで寄附金をいただき、これを基金に積み立てているような状況です。この基金を活用した事業で、高等学校へ進学する生徒で経済的な理由によって就学困

難な生徒に対しまして、入学時に必要となる費用の一部8万円を助成し、進学を支援するものでございます。先ほど申し上げましたように、この事業にかかる費用全額、白川良一さんの基金を充当させて活用させていただくような状況です。この8万円の根拠につきましては、国が定めております生活保護費を基準としております。高校入学準備金、具体的には制服や鞆等の購入費というものを参考にして金額の方を定めさせていただいております。ご協議賜りますようお願いいたします。

教育長：ただいまの事務局の説明につきまして、ご質疑ご意見等をお願いいたします。

委員：白川良一という名前を初めて耳にしたのですが、基金を活用されるということはとてもいいことで、高校生は本当に費用がかさみますので、ありがたい支援の方法だと受け止めさせていただきました。

事務局：付け加えますと白川良一さんご自身が苦学生であったということで、高校進学を諦めかけられたときに、町内の心ある方に金銭的な支援を受けられて、その後高校に進学をされ、ご自身の事業を成し遂げられたということで、多可町へ5000万円のご寄付をいただいております。これまでに基金を活用して小中学校の空調設備の一部に活用させていただいたり、子育てふれあいセンターの空調設備であったり遊戯室のお子さん用のトイレを設置させていただいたりという活用をさせていただいております。高校入学のときの必要な経費を調べますと30万円ぐらい費用がかかっているということで、小中学校の義務教育の段階では、入学準備金制度があるのですが、高校についてはありませんでした。そもそも白川さんは、金銭的にお困りな方が進学を諦めずに進学できることを応援したいという思いがございましたので、この基金を活用させていただいて、経済的にお困りの方の高校進学を応援したいというふうに思っております。

委員：いつぐらいから基金は創設されたのですか。

事務局：平成29年度からです。

委員：私もすごくいい制度だと思っています。ただ、支援をしてもらえる基準に当てはまっている人はただで助かると思うのですが、それに当てはまらないギリギリのラインの人たちの妬みというか「私達は貰えないのに」とならないければいいなと思います。

事務局：限度額につきましては実際に事務をしていても非常に悩ましい部分でござ

います。先ほど説明をさせていただいた高校に行ってから、月額5000円の分を6000円にさせていただくハートフル学業支援金ですが、対象が生活保護世帯に準ずる世帯までとなっており、若干厳しい基準となっております。こちらの白川基金を活用した支援金につきましては、もう少し緩やかで、中学校3年生の段階で就学援助の対象になられている世帯まで支援の幅を広げさせていただいております。ただそれでもご意見をいただいたように、どこかで貰える人と貰えない人のラインがあるということは確かでございます。今年度20人程度を予定をしております、令和5年度予算では2ヶ年分の予算計上をさせていただきたいと思っております。令和6年度からは実際にお金がある3月に給付をしたいと思っておりますので、令和5年度に入学する方につきましては入学後に給付し、令和6年度に入学する方につきましては、令和5年度末に給付できたらと計画をしております。

教育長：それでは他にないようでしたら要綱の制定に向けて準備を進めてよろしいですか。それではご承認いただきましたので、その方向で進めさせていただきます。続きまして協議第4号 多可町小学校等入学あったか祝金贈呈要綱の制定につきまして事務局の説明を求めます。

協議第4号 多可町小学校等入学あったか祝金贈呈要綱の制定について

事務局：令和5年度からの新規事業となっております。こちらにつきましては、全てのお子さんに給付ができる制度となっております。次世代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を応援するとともに、子育てに係る経済的支援を図るために、小学校入学時に全てのお子さんにお祝い金として5万円を贈るものとなっております。所得制限なしで多可町にお住まいのお子さん全てを対象とした支給制度となっております。中学校入学時の支援制度についても議論をさせていただいたのですが、まずは小学校の段階で切れ目のない子育て支援について充実し、中学校入学時の支援については、今後も検討していきたいと思っております。ご意見賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長：それではただいまの事務局の説明につきまして、ご意見はありませんか。

委員：要綱の第8条で町内に住所を有している場合であっても小学校等の入学式の前までに、町外に住所を移したとき等は祝い金を贈呈しないとありますが、町外に住んでいて多可町内の小学校に通う場合は大丈夫ということですか。

事務局：多可町にお住まいの方を対象とした支援制度となっておりますので、多可町に住民票があって、町外の小学校にいろんな事情があって通われる方は対象

になります。町外にお住まいで多可町の学校に通われる方につきましては支給の対象外となります。

委員：今の説明では中学生には祝い金がないということですが、中学生の方が靴であったり靴であったり、冬用の体操服、カップ、自転車など、もろもろのお金がたくさん必要であると思うのですが、小学生だけに5万円というのが少し引かかりました。中学生にも祝い金を拡大することも含め、今後住民や保護者の声などを聞きながら検証し続けていかれるのがいいのかなと思いました。

事務局：今後もいろんな制度政策の見直しをしながら子育て支援を充実していきたいという思いを持っておりますので、中学校につきましては今後の検討課題ということでご意見を頂戴しておきたいと思っております。

教育長：それでは特にご意見ないようでしたら要綱の制定に向けて準備を進めさせてもらってよろしいですか。その方向で進めさせていただきます。続きまして協議第5号 多可町こども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきまして事務局の説明を求めます。

協議第5号 多可町こども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

事務局：子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、国の子ども・子育て支援法が改正されまして、第72条から第76条が削除されました。本来あった77条が72条に繰り上がったという改正で、特に内容については変更はございません。令和5年4月1日から施行させていただきたいと思っておりますので、ご協議賜りますよう、よろしく願いいたします。

教育長：それではただいまの説明につきまして、ご質疑、ご意見等ありますか。意見がないようでしたら、条例の制定に向けて準備を進めさせていただきます。続きまして協議第6号 多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について事務局の説明を求めます。

協議第6号 多可町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

事務局：この度の条例の一部改正につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、それを受けまして多可町も改正するという事です。改正は主に4点あります。

1点目は、利用者の安全確保を図るため、事業者に対して安全計画を策定をさせ、訓練や研修を義務づけるものです。今までも非常災害対策については義務づけられていましたが、それ以外の非常時における安全対策についても明示しています。

2点目は、昨年発生した通園バスにおいて園児を死亡させるという痛ましい事故を受けて、自動車運行における利用者の所在確認が義務付けられました。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育についてはバスを利用することはありませんが、今後利用する必要がある場合に備えての改正です。

3点目は、大災害時ではなく、この度の新型コロナウイルス感染症のような感染症がまん延したにおいても、利用者に対する支援の提供を継続的に実施する、もしくは早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるように事業者に促すというものです。

4点目は、衛生管理等に関するものです。これまでは感染症または食中毒が発生しないように必要な措置を講ずるように努めなければならないとありましたが、具体的に職員に対して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施することを明記したものです。施行期日につきましては、令和5年4月1日からということでございますので、ご協議賜りますようお願いいたします。

教育長：ただいまの説明につきまして、ご質疑ご意見等ございますでしょうか。

委員：本改正はいわゆる国の設備基準とか運営基準の改正に伴う改正ですね。全面改定とか追加になっていますが、国の基準に準じた形で表記されているということで理解させてもらってよろしいですね。

教育長：はい。それではご意見がなければ条例の制定に向けて準備を進めさせていただきたいと思えます。続きまして協議第7号 多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について事務局の説明を求めます。

協議第7号 多可町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

事務局：それでは家庭的保育の条例改正の説明をさせていただきます。これも国の家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正され、それを受けまして改正を行うものでございます。改正は主に5点あります。

1点目は、利用者の安全を図るために利用者に対して安全計画を策定させるというものです。

2点目は、通園バスの事故を受けた安全管理ということです。家庭的保育事業では、現在通園バスを利用することはございませんが、今後利用される必要があった場合に備えまして改正をさせていただくものです。

3点目は、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準の一部改正です。家庭的保育事業所等が、児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターなどの施設を併設している場合、設備及び職員の一部を必要に応じて兼ねることができるということになります。

保育所等において、児童発達支援事業所等を併設する際、特有の設備専従職員についても共用、兼務できるようになります。町内では「ちびっこランドらくえん」が小規模保育事業所A型に該当しますが、児童福祉発達支援事業所等は併設をされていないため、多可町では現在該当施設はないということでご理解をいただきたいと思っております。

4点目は、懲戒に係る権限の乱用禁止の削除です。児童福祉法においても、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い条文の削除を行うものでございます。

5点目は、衛生管理等についてです。先ほどの放課後児童クラブ事業と同等の改正を行うというところでございます。

教育長：ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見等ございますか。町内では八千代区にあります「ちびっこランドらくえん」がこれに該当するというところで改正が行われます。特に意見がないようでしたら、条例の制定に向けまして準備を進めさせていただきます。続きまして協議第8号 多可町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について事務局の説明を求めます。

協議第8号 多可町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

事務局：先ほどの家庭的保育事業所の条例改正と同じく、懲戒に係る権限の乱用禁止の削除ということで26条を削除させていただくというものです。ご協議賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長：はい、ただいまの説明につきまして、ご質疑ご意見等ございますか。意見がないようですので条例の制定に向けて準備を進めさせていただきます。続きまして、協議第9号 多可町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示に

ついて事務局の説明を求めます。

協議第9号 多可町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について

事務局：一時預かり事業の一部改正です。一時預かり事業につきましては一般型と
いいまして、どこの園にも通っておられない方や幼稚園部の午後1時半や2時
半に終わってから預かるという部分が多かったのですが、今回、余裕活用型と
いうものを加えるということで改正をさせていただくものです。一般型や幼稚
園型では専従の職員を置かなくてはいけないということですが、実際にどこの
園にも通っておられない子どもさんを預かったり、また幼稚園部が終わってか
ら一時預かり事業を利用されるケースがあります。今回、余裕活用型を使うこ
とによって施設型給付費で払っている職員がその子どもさんを保育することで
補助金がいただけるということで、今回「ちびっこランドらくえん」が該当さ
れましたので改正させていただくものでございます。しかしながら、今回実際
に楽久園さんから余裕活用型を活用したいというお話があったのが9月ぐら
いのごさいまして、県に確認しますと「4月1日に遡って活用できます」とい
うことでしたので、届出をしていただいて了承していただいております。少し遅
れたのですが、令和4年4月1日付けで改正をさせていただくということです。
ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

教育長：ただいまの説明につきまして、ご質疑ご意見等ございますでしょうか。4
月に遡って改正するということです。それではご意見がなければ、告示に向け
て準備を進めさせていただきます。続きまして協議第10号 令和5年度教育に関
する予算について事務局の説明を求めます。

協議第10号 令和5年度教育に関する予算について

事務局：(教育総務課 → 学校教育課 → こども未来課 の順に予算説明を行う)

教育長：ただ今、3課からそれぞれ新年度予算の説明がございました。ご意見ご質
疑等ございませんでしょうか。

委員：特にありません。

教育長：協議第10号 令和5年度教育に関する予算についてご協議いただきありが
とうございました。続きまして協議第11号 令和4年度教育に関する予算に
ついて3月の補正予算になりますけれども事務局の説明を求めます。

協議第11号 令和4年度教育に関する予算について（3月補正）

事務局：(学校教育課とこども未来課より説明)

教育長：一部補助金を活用した事業もあるようですが、ほとんどは年度精算に基づく補正ということです。今の説明で何かご質問ご意見等ありますか。

委員：特にありません。

教育長：それでは特に意見がないようですので、その方向で進めていくということでもよろしくお願ひいたします。続きまして、日程第5報告事項に入りたいと思います。まず、各種委員会の報告についてですが、教育委員さんで出席された会議の報告等がございましたらお願ひしたいのですがありませんか。

日程第5 報告事項

(1) 各種委員会の報告

委員：特にありません。

教育長：それでは続きまして各種委員会の報告を終了いたしまして、報告事項(2)教育委員会事務局の報告に入ります。まず教育総務課、報告をよろしくお願ひします。

(2) 教育委員会事務局の報告

【教育総務課】

事務局：(①②の令和4年度の就学援助の申請状況等については別紙資料により報告)

③の令和4年度の卒業式並びに令和5年度の入学式につきましては、出席者の名簿を資料59ページに添付をしております。お忙しい中ですがご出席賜りますよう、よろしくお願ひ致します。同様に60ページ61ページにつきまして、卒業式の祝辞の内容を掲載をさせていただいております。今年度につきましても卒業式につきましては、規模を縮小ということで、教育委員さん1名、教育委員会事務局から1名、町長部局から1名ということで聞いております。これまでは教育委員さんに祝辞を述べていただいていたのですが、時間短縮ということで、メッセージを印刷して皆さんにお配りをさせていただく予定となっております。内容で何かございましたら聞かせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして④統合中学校の開校準備委員会の状況です。3月16日に第3回の全体の会議を開催いたします。第5回の総務部会・通学部会を次第4ページ

の日程で開催する予定としております。各部会の開催の協議状況を少しお話をさせていただきたいと思っております。本日お配りをさせていただいております広報3月号の資料をご覧ください。第2弾の制服アンケート結果を3月号広報で住民の皆さんにお知らせする予定です。2回目のアンケートにつきましては、新しい制服に求める機能と制服のイメージカラーを聞かせていただいております。アンケートの対象は、小中の保護者、並びに中学生と中学校の教員ということになっております。結果、求める機能については、手入れがしやすい、動きやすい、耐久性があるというのが上位3つとなっております。傾向としまして中学生につきましてはデザイン性を求めるということで第2位となっております。中学校の教職員につきましては、多様性、ジェンダーレスへの対応ということで、こちらが高い第2位となっております。イメージカラーにつきましては、どの世代の年代のアンケートにつきましてもダントツ1位が紺系ということになっております。これらの結果をもとに来週の月曜日に制服プロポーザル審査会を行います。この審査会では一緒に制服を決めていく業者を決めるということで、ご提案いただいた制服そのものを決定するというものではありません。これから夏ぐらいまでに子どもたちの意見を聞きながら、新しい制服を決めていくパートナー業者を決めていく予定としております。続いて資料の下側です。統合中学校の学校名につきまして、1月に1ヶ月間子どもたちや住民の皆さんに公募したところ、応募総数102件で39種類の応募があった状況です。応募一覧ということで、右側に少し見にくいんですが、39種類の学校名の候補を掲載させていただいております。3月に開催をします第5回の総務部会で、学校名についてはこの全体の中からいくつか絞っていきたく思っております。3月16日に開催する第3回の開校準備委員会で、当初、1つに決めてしまおうと思っていたのですが、やはり住民の皆さんや子どもたちに、まずは3つ程度に絞ってそれを広くお知らせをさせていただいてから、最終1つに絞ってこうということを考えております。総務部会ではいくつか絞って、開校準備委員会で3つまでに絞り込んで、来年度皆さんに広くお知らせをさせていただくという予定をしている状況です。あと通学部会の協議の状況なんですが、まだ決定までは至ってないのですが、今のところ八千代区については安全面からバス通学が望ましいのではないかなというような協議となっております。加美区につきましては、一部自転車通学も検討の余地があるというようなところで協議をしている状況です。ただ、加美中学校区からは新たな通学路ということになりますので、バス通学ということも想定した上で子どもたちが利便性よく学校に通学できるような公共交通のバス路線の改定というようなものを企画秘書課と一緒に検討しております。通学時間がどの子どもも最大30分ぐらいで学校に来れるような形で今計画をしている状況です。

続きまして⑤多可町図書館事業です。3月の行事予定を別添で付けさせていただきます。それから、第2回多可町図書館協議会を3月15日に開催

させていただきます。

続いて⑥の那珂ふれあい館事業につきましては、資料62ページに3月の行事予定を掲載しています。第4回多可町文化財保存活用地域計画協議会を3月29日に開催する予定としております。

次に⑦学校給食事業についてです。第2回学校給食センター運営委員会を3月1日の水曜日、午後3時半より開催をいたします。木保委員さんにもお世話になりますがどうぞよろしくお願いいたします。

続いて⑧の令和5年度の教職員の集いについては4月4日の火曜日に開催をする予定としております。令和5年度につきましてもリモートにより開催をしたいと思っております。教育委員の皆様には役場の大会議室にお集まりいただきまして、学校現場とリモートで繋いで開催ができたらと思っております。

最後⑨の1月の定例教育委員会の要旨録につきまして資料63ページ以降に掲載をしております。またご確認ください。教育総務課からは以上です。

教育長：ただいまの教育総務課の報告につきまして、何かご意見ご質疑等ございませんでしょうか。自由討議で結構ですので、ご意見をお願いします。ございませんか。それでは続きまして、学校教育課の報告をよろしく願いいたします。

【学校教育課】

事務局：資料86ページに3月の行事予定を載せさせていただきます。小中学校関係で卒業式については先ほど教育委員さんの割り振りの話も出ていたのですが、3月15日水曜日が中学校、23日木曜日が小学校ということで予定をされております。マスク着用については卒業式に限って卒業生と教職員はマスクを外すことを基本とするような国の指針が出ておりますので、それに基づいて対応していきます。それ以外の保護者や来賓、在校生については、マスクを着用して行います。卒業式後も年度内は、学校の教育活動についてはこれまでどおりマスクの着用を進めて参ります。

それから3学期の終了式については3月24日金曜日に小中学校で行います。

年度明けまして、4月7日が小中学校ともに始業式です。8日と9日が休みになりますので、10日月曜日が入学式の予定としております。

卒業式、入学式とも感染症対策を講じた上で実施します。マスクの着用については文科省の通知を参考に対応することにしております。

それから第2回多可町いじめ防止対策検証委員会です。3月3日金曜日、18時より加美コミュニティプラザの大ホールで行うことにしております。一般公開ということにしておりますので、ぜひ教育委員さんにも来ていただければありがたいと思っております。本日この後18時から事前会議をリモートで行い、当日の打ち合わせをさせていただきます。学校教育課からは以上でございます。

教育長：それではただいまの報告につきまして、何かご意見ご質疑等ありますか。
自由討議で結構です。よろしいですか。それでは次にこども未来課の報告をよろしく願います。

【こども未来課】

事務局：資料87ページに令和5年1月20日時点の令和5年度の教育保育施設児童数の予定を掲載しております。令和4年実績の514名と比べますと令和6年3月末で447名ですので、かなり子どもの数が減っているということになります。今の5歳児さん133名が卒園されますと、それ以降は2桁になるようです。令和5年度、令和4年度、令和3年度の町内と町外からの受託の人数も掲載しております。町外からの受託人数は、ほとんど変わらないのですが、町内で入園されるお子さんが減っているという状況でございます。

続いて資料88ページ、学童保育の申し込み状況でございます。例年とほとんど変わらないのですが、一部クラブで元気な子どもさんがおられまして、いろいろと問題行動が日誌で上がってきて学校とも連携して対応するのですが、保育という点でちょっと危険なところもございまして、入所保留を含めて人数を調整をさせていただいております。中には令和5年度の枠をとりあえず取りたいという保護者もおられますので、本当に来られるかどうか最終確認をさせていただいた上で入園を許可するかどうか判断させていただきたいと思っています。

続きまして、3月の行事予定でございます。卒園式、入園式については資料のとおりで来賓招待はなしということでございます。ここには載せてないのですが、3月14日の火曜日の19時半から社会教育委員会を大会議室で開催をする予定です。それから3月16日木曜日の14時からキッズランドやちよ運営協議会を開催いたします。一名の教育委員さんのご出席をお願いしたいと思っています。私の方からは以上です。

教育長：こども未来課についてご報告がありましたが、何かご意見ご質疑等ございませんでしょうか。自由討議で結構です。ありませんか。それではこれで報告を終了します。

(3) 次回教育委員会について

教育長：次に、次会教育委員会の開催日について調整をお願いします。定例の教育委員会は基本的に第4木曜日開催となっておりますが、3月の定例教育委員会について多可町教育委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の人事異動の案件がございまして、3月28日火曜日の開催をお願いしたいのですが、いかがでございますか。それでは次回の教育委員会の開催日程ですが、3月28

日火曜日に決定したいと思いますので皆さんよろしくお願ひいたします。
(と き：令和5年3月28日(火) 午後1時30分～で承認される。)

(4)その他

教育長：次にその他に入っていきますが、事務局も含めてその他について何かありましたらお願いします。ありませんか。それではないようですので本日予定しておりました定例教育委員会の議事日程が全て終了いたしました。これで委員会を閉じたいと思います。皆さん、ご協議ありがとうございました。

【閉 会】

教育長 午後4時28分 閉会宣言

令和5年2月22日

Ⓔ

Ⓔ